1. 趣旨

交通条件及び自然的、経済的、文化的諸条件に恵まれない山間地、離島等に所在するへき地学校等の教育の振興を図るため、 へき地教育振興法等に基づいて所要の措置を講じる。

2. 補助内容

(1)スクールバス等購入費

6億円(6億円)

へき地学校、学校統廃合及び過疎地域等に係る小・中学校等の児童生徒の通学条件の緩和を図るために都道府県及び市町村がスクー ルバス・ボート等を購入する事業に対する補助

(2) 遠距離诵学費

10億円(11億円)

- ①学校統廃合に伴う小中学校等への遠距離通学に要する児童生徒の交通費を負担する市町村の事業に対する補助 (補助期間:5年間)
- ②激甚災害による校舎の破損等により、通学が困難となった小中高等学校等への児童生徒の通学に要する交通費を負担する都道府県 及び市町村の事業に対する補助(補助期間:5年間)

(3)離島高校生修学支援事業

2億円(2億円)

高校未設置離島の高校牛を対象に、教育費負担が重くなっている通学費、居住費を支援する都道府県及び市町村に対する補助

(4) その他

2億円(2億円)

寄宿舎居住費、高度へき地修学旅行費(3~5級地)、学校間移動費、保健管理費

3. 実施主体

都道府県、市町村

4. 補助率

1/2

